

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		事業組合による定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可
根拠条例・規則等名		密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
条 項		第157条第1項
所 管 部 課		都市局 まちづくり推進部 市街地整備課（電話：048-829-1466）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	(未設定) 個々の事案について個別的な判断をせざるを得ない場合があり、具体的な審査基準を設定することが困難であるため。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	60日（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第58条に掲げる軽微な変更該当しないもの） 20日（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第58条に掲げる軽微な変更該当するもの）
	設定等年月日	平成30年3月30日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		